

# 香川県報



号 外

平成 16 年

7月13日(火曜日)

## 条 例

### 目 次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

- 香川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 二
- 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例 ( ) " ( )
- 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (建 築 課) 三

### 本号で公布された条例のあらまし

- 香川県税条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第四十三号）
- 1 地方税法の一部改正により、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車には税率を重くする特別措置が延長されたことに伴い、自動車税の規定について所要の改正を行うこととした。
  - 2 平成十七年四月一日から施行することとした。
- 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第四十四号）
- 1 租税特別措置法、農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令等の一部改正に伴い、県税の特別措置条例について所要の改正を行うこととした。
  - 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成十七年一月一日から施行することとした。

- 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第四十五号）
- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、優良宅地認定事務及び優良住宅認定事務に関し引用条項を改めることとした。
  - 2 公布の日から施行することとした。

条 例

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十三号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和二十九年香川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八項に次の二号を加える。

- 四 平成六年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成四年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。）平成十七年度
- 五 平成七年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成五年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。）平成十八年度

附 則

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第二十八項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十四号

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例

（香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例の一部改正）

第一条 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（昭和四十七年香川県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第二十五条第五項又は第四十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

第三条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

（香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部改正）

第二条 香川県中心市街地における県税の特別措置条例（平成十一年香川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

（香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正）

第三条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成十二年香川県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十二条第一項の表の第三号又は第四十五号第一項の表の第三号」を「第十二条第一項の表の第一号又は第四十五号第一項の表の第二号」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例第二条第三号の改正規定及び第三条の規定は、平成十七年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（以下「新農工業条例」という。）第三条第一項の規定及び第二条の規定による改正後の香川県中心市街地における県税の特別措置条例（以下「適用日」という。）から適用する。

3 適用日以後に新農工業条例第一条第一号に規定する農村地域工業等導入指定地区内において新農工業条例第三条第一項に規定する工業等用設備を新設し、又は増設した者で同項の規定の適用を受けようとするものうち、新農工業条例第四条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から一月以内に到来することとなるものについては、同条中「地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八、第七十二条の五十五（同法第七十二条の五十五の二の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第七百四十五条第一項において準用する第二百八十三号又は香川県条例（昭和十九年香川県条例第十三号）第四十七条第一項の規定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第四十四号）の施行の日から一月以内」とする。

4 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十一号）第六条第六項の規定により基本計画を作成し、適用日以後にこれを公表した市町の区域内の中心市街地条例第一条に規定する中心市街地において、同条に規定する特定商業基盤施設を設置した者で新中心市街地条例第二条の規定の適用を受けようとするものうち、新中心市街地条例第三条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から一月以内に到来することとなるものについては、同条中「県税条例第四十七条第一項の規定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第四十四号）の施行の日から一月以内」とする。

（香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

4 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十一号）第六条第六項の規定により基本計画を作成し、適用日以後にこれを公表した市町の区域内の新中心市街地条例第一条に規定する中心市街地において、同条に規定する特定商業基盤施設を設置した者で新中心市街地条例第二条の規定の適用を受けようとするものうち、新中心市街地条例第三条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から一月以内に到来することとなるものについては、同条中「県税条例第四十七条第一項の規定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第四十四号）の施行の日から一月以内」とする。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年七月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十五号

**香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

香川県事務処理の特例に関する条例（平成十一年香川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の項中「第三十一条の第二項第十二号ハ、第六十二条の三第四項第十号ハ」を「第三十一条の第二項第十三号ハ、第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改め、同表三十六の項中「第三十一条の第二項第十三号ニ、第六十二条の三第四項第十三号ニ」を「第三十一条の第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成十六年七月十三日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(監 査 員 氏 名) 五十坪田臣



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています